

## 6. 事前提出のお願い

【新規採用者等にかかる被保険者資格取得届及び被扶養者（異動）届の事前提出について】

内定等により入社が確実に見込まれる場合は、入社前にマイナンバーが記載された「被保険者資格取得届」等を提出してください。事前提出をしていただくことで、医療機関や薬局において切れ目なく保険診療を受けることができます。**事前提出は入社日の2週間前から受付いたします。**

- ・入社日からマイナ保険証を利用できます。
- ・マイナ保険証を保有していない方には入社日に資格確認書を発行できます。

当該届の内容保険証に変更がある場合は、入社日までにご連絡ください。当該連絡がない場合は、入社日に届け出られたものとして取り扱いたします。なお、当該届の提出年月日は、資格取得予定日を記載してください。

■事前提出のお願い（事業主宛文書）につきましては、[こちら](#)をご参照ください。

